

○菊池市龍門地域活性化支援センター設置条例

平成29年12月22日

条例第23号

(設置)

第1条 龍門地域の活性化を図るため、芸術や文化等を活用した地域づくりの推進、新たな事業の創出支援及びコミュニティ活動の推進を目的として、菊池市龍門地域活性化支援センター(以下「活性化センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 活性化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
菊池市龍門地域活性化支援センター	菊池市龍門356番地

(事業)

第3条 活性化センターは、第1条に規定する設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 個人又はグループによる芸術や文化等を活用した地域づくりの推進を図るために、活性化センターの施設、付帯設備及び備品(以下「施設等」という。)を使用に供すること。
- (2) 新たな事業の創出支援を図るため、施設等を使用に供すること。
- (3) コミュニティ活動の推進を図るため、施設等を使用に供すること。
- (4) 施設等を使用する者の事業活動の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

第4条 活性化センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日 菊池市の休日を定める条例(平成17年条例第3号)第1条第1項第3号に掲げる日

(施設の区分)

第5条 活性化センターに、期間を定めて同一の者の常時使用に供する施設(以下「専用施設」という。)としてアーティストスタジオ及びサテライトオフィスを、その他一般の使用に供する施設(以下「一般施設」という。)としてコミュニティスペースを置く。

2 前項に掲げる施設のうち、専用施設として使用する者がいない場合は、一般施設として使用に供することができる。

(使用者資格要件等)

第6条 専用施設を使用する者(以下「施設使用者」という。)の募集は、公募によるものとする。

2 前項の公募の対象となる者は、次の各号のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 龍門地域を中心とした中山間地域における新たな事業の創出を行うこと。
- (2) 地域産業及びコミュニティ活動の推進に寄与することが期待できる事業を行うこと。
- (3) 専用施設から退去後も市内において引き続き事業活動を行う意思を有すること。
- (4) 都道府県民税、市区町村民税、事業税等を滞納していないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

3 市長は、公募を行い、申請があったときは、菊池市企画振興検討委員会において審査し、使用の可否について決定するものとする。

(使用の許可)

第7条 施設使用者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可には、活性化センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 市長は、活性化センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上不適当であるとき。

(使用の許可の期間)

第9条 専用施設の使用の許可の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。

2 前項の使用の許可の期間は、1年以内で更新することができる。ただし、引き続くこととなる使用の許可の期間が5年を超えてはならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用の目的を変更したとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 使用の許可条件に違反したとき。

(5) 公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適当と認めるとき。

(使用料)

第11条 専用施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。一般施設について使用料は徴しない。

2 使用料の区分、種類、金額等は、別表のとおりとする。この場合において、別表に規定するものについては、同表に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を使用料とする。

3 前項の規定により算出して得た1件の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 専用施設の使用料は、使用する月ごとに、当該月分の前月の末日までに納付しなければならない。ただし、利用を許可する日の属する月に使用を開始する場合の当該月分の使用料は、使用しようとするときに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者の責めに帰することができない理由により活性化センターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(使用料の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用者の申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。

(2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。

2 市長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第14条 使用者は、使用許可を受けた目的以外のために当該許可に係る施設等を使用し、又は当該施設等の全部若しくは一部を転貸し、若しくは当該施設等を使用する権利を他人に譲渡してはならない。

(施設等の変更)

第15条 施設使用者は、施設等を使用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設しようとするときは、市長の許可を得なければならない。

(費用負担)

第16条 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 設備及び備品の設置並びに撤去に関する費用
- (2) 事業活動に伴い発生した廃棄物の処理に要する費用
- (3) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設等の修繕等に要する費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、その使用を終えたとき、又は使用許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその専用施設を原状に回復して返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第18条 使用者は、施設等を滅失又は損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

(必要措置の命令等)

第19条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に報告を求め、又は退場を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、活性化センターの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、活性化センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が活性化センターの管理を行うこととされた期間前に第7条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が活性化センターの管理を行うこととされた期間前に第7条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者の業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の期限及び停止に関する業務
- (2) 施設の使用料に関する業務

- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 活性化センターの利用の促進に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活性化センターの管理に関し市長が必要と認める業務
(利用料金の収受)

第22条 市長は、第11条の規定にかかわらず、第20条第1項の規定により、活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に、利用料金を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。
(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 専用施設を使用する者の公募、許可等の必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前において行うことができる。

別表(第11条関係)

菊池市龍門地域活性化支援センター使用料

区分	種別	使用の単位	使用料
専用施設	1階サテライトオフィス(110m ²)	1月	20,000
	1階アーティストスタジオ(60m ²)	1月	10,000
	2階アーティストスタジオ(60m ²)	1月	10,000
	2階アーティストスタジオ(72m ²)	1月	7,000
	2階アーティストスタジオ(98m ²)	1月	10,000
その他	共益費	1月	5,000

(単位：円)